

<申請の手引き>

1. 新規指定申請

○新規指定に必要な書類（※高梁市公共下水道排水設備指定工事店規則参照）

- ・様式第2号（第4条関係）下水道排水設備指定工事店指定申請書
- ・様式第3号（第4条関係）誓約書
- ・様式第4号（第4条関係）営業所の平面図及び付近見取図
- ・様式第5号（第4条関係）機械器具調書
- ・様式第6号（第4条関係）責任技術者名簿

また、各様式に添付するものを次の一覧表に掲載しています。

様式	添付書類
様式第2号	○申請者(法人の場合は代表者)の住民票の写し
	○法人にあつては、商業登記簿謄本及び定款の写し
	○市町村税の納税証明書(法人の場合は代表者及び法人)
	○営業所となる所在地の固定資産税評価証明書(土地・建物登記簿謄本でも可)あるいは土地及び建物を借用している場合は、貸借契約書の写し(建物についての証明が必要)
	○個人の場合は、印鑑証明書
様式第3号	○個人及び法人の代表者は、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないことを証する書類
様式第4号	○写真（営業所の外部及び内部のわかるもの数枚）
様式第5号	○写真（種別に記載した機械器具ごとに添付すること）
様式第6号	○責任技術者証（表・裏面）の写し
	○専属を確認できるものとして次のうちいずれか1つ（専属する責任技術者に限る） ①組合健康保険、政府管掌健康保険被保険者証 ②貸金台帳及び源泉徴収簿あるいは所得税納付額領収書の写し
その他	○新規指定手数料 10,000 円（公共下水道条例第 34 条）

※更新申請についても、新規指定申請と同様の申請を行ってください。

## 2. 変更届

### ○届出をしなければならない変更事項

- ・組織(役員の変更を含む。)
- ・名称
- ・代表者
- ・営業所移転
- ・営業所仮移転
- ・責任技術者の専属
- ・電話番号
- ・住居表示の変更

### ○提出書類

- ・様式第9号(第14条関係) 指定工事店変更届出書

また、この様式の他に次の添付書類が必要となります。異動事由により添付書類を作成してください。

異動事由	添付書類
組織(役員の変更を含む。)	商業登記簿謄本・定款の写し(法人のみ)、誓約書(様式第3号)
名称	商業登記簿謄本・定款の写し(法人のみ)、指定工事店証
代表者	商業登記簿謄本・定款の写し(法人のみ)、指定工事店証、身分証明書、誓約書(様式第3号)、納税証明書、住民票の写し
営業所移転	商業登記簿謄本(法人のみ)、指定工事店証、営業所在地の土地建物の固定資産税評価証明書(土地・建物登記簿謄本でも可)又は土地建物貸借契約書の写し(建物については、貸主の評価証明書又は建物登記簿謄本)
営業所仮移転	営業所の平面図及び付近見取図(様式第4号)、写真
責任技術者の専属	責任技術者証、雇用関係を証する書類、誓約書(様式第3号)
電話番号	添付書類なし
住居表示の変更	指定工事店証、住居表示の変更の分かる書類(変更後の住民票あるいは変更後の商業登記簿謄本も可)

※指定工事店証中に記載の変更がある場合は、別に指定工事店証書換え交付申請書(様式第7号)と書換え手数料 3,000 円(公共下水道条例第34条)が必要となります。また、この申請書に商業登記簿謄本の写しを添付してください。

3. 廃止・休止・再開

○提出書類

- ・様式第 10 号（第 15 条関係） 指定工事店(廃止・休止・再開)届出書

添付書類	廃止・休止の場合は、指定工事店証
------	------------------

4. 再交付申請

○提出書類

- ・様式第 8 号（第 12 条関係） 指定工事店証再交付申請書

また、この様式に添付するものは次のとおりです。

添付書類	住民票の写し、登記簿の謄本及び定款の写し（法人の場合）、指定工事店証（損傷した場合）、再交付手数料 3,000 円（公共下水道条例第 34 条）
------	--